

議会基本条例各条文比較 整理シート

第6章 【議員相互の討議の推進】

A案	<p>議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。</p> <p>《福山市参照》</p>
B案	<p>議会は、議員間討議が積極的に行われるよう会議を運営するものとする。</p> <p>《長崎市参照》</p>